岡山市長 様

# 子育てのための施設等利用給付認定申請書 (法第30条の4第1号)

下部記載の事項に同意し、幼稚園(子どものための教育・保育給付の対象ではな い私立幼稚園や国立大学附属幼稚園)、特別支援学校幼稚部の施設等利用給付認定 を希望する(幼稚園や特別支援学校の預かり保育事業(※1)は利用しない)ので、 子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用 給付に係る認定を申請します。

※1 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育 時間を含み提供時間数が8時間未満又は②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に

施設等	等利用給付 1号認定用	
こどもコー	- <b>ド</b>	
受付印		
提出方法	窓・郵 受付者	
提出者	父・母・園・(	)
本人確認	免・マ・健・(	)

談田 9	る場合に利用り能な認りが休月他設を含める	<b>より</b> 。		1 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *		`	•
1. 申	請者			申請日 令	和年	月	日
フリガナ		A	<del>-</del> -	_			
申請者		現住所					
氏名		転居先	〒 一	(転居	予定日:	年 月	日)
<b>※</b> 2	(児童との続柄: )	(転居予定が ある場合)					
日中の	父携帯・母携帯・自宅・その他( )		・母携帯・自宅・その他( )		_	-	
連絡先		2		認定希望日	年	月	日
<b>※</b> 3							15 7
	者は生計主宰者となる方が自署してください。申詞						
	します。ただし、以前に申請等をしており(きょう なっている方を引き続き代表保護者とします。 <b>代</b> え						
		文体設有の多	(更を布里9 の場合は変更曲をこ	旋四くたさい。)	他設寺利用稻勺	認正に関する	迪加寺
	保護者に送付します。	- / 4 4					
	の連絡先(電話番号)は、連絡がつく順に記入して	くください。					
2. 保	護者及び対象児童						

				<del>1</del>				対象児童							
フリ	ガナ														
氏	:名												(†	生別: 男	· 女)
生年	月日		年	月 F	1		年		月	日		4	年	月	日
	主所 《 <b>4</b>	〒 −		□申請者と	:同じ	₸	_		□申請	青者と同じ	₸	_		□申請	者と同じ
(転居 ある	居先 予定が 場合)	<b>T</b> –	<b>5</b> -	□申請者と	:同じ	<b>T</b>	_	_		青者と同じ	<b>T</b>	_			者と同じ
×	€4	(転居予定日: ※4 現住所及:	年 び転居先は、	月 日) <b>上記申請者</b>	と異な	(転居予定		年 てくだ	さい。	月)	(転居予定	日:	年	月	日)
	年認の実			□ <u>現住所</u> と		2 2 2 2	. ,,,,,,			<u>主所</u> と同じ	y	見童の打	<b>扶養者</b> (	申請時点)	
月 1 日	の定用希望		都・道 府・県		片・区 丁・村		都・道 府・県			市・区 町・村	税 法 上:			こその他	
現	年認			□現住所と	一同じ				□現信	主所と同じ	健康保険:	口父	□母□	]その他	( )
在の住	の 定 前 希 望		都・道 府・県		片・区 丁・村		都・道 府・県			市・区町・村	場合は	ま、マイ	イナンバ		山市外の る照会を
所		※5 各年1月1日		が現住所と異						ださい。	いたし	ンます。 	·		
	庭の 況	ロひる	ト記の世帯とり親世帯	に該当する場 □在宅障害」				_	<b>、</b> 。 受給世	带	はひと	とり親い	家庭等医	療費受給	当証書又 給資格証 写しを添
3.	利	用予定施設	•								付して	てくだ	さい。		

施設区分	施設名称	1	利用開始(予定)日		
□ 幼稚園(□私立 □国立)	フリカ゛ナ:	〒 –	電話 一 一	<i>f</i>	
□ 特別支援学校幼稚部				年月日	

## **同居世帯員**(父母・対象児童を除く)

世帯員氏名	続柄	生生	平月 日	会社・学校名等	
<b>ブリカ</b> * ナ		年	月	日	
79 <i>h</i> °†		年	月	日	
<b>7</b> 9 <b>5</b> ° †		年	月	日	
<b>プリカ</b> *ナ		年	月	月	

### 申請にあたって同意していただく事項

- 1. 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、 施設等利用給付認定の審査にあたって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提 供を求めることがあります。
- 2. 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情 報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
- 3. 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認 定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があり
- 4. 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請 日にかかわらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で 利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 5. 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。 6. 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める 施設(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

<担当課処理欄>	教育·保育	□なし	□1号	企業主導型	□なし	施設等利用	□ 1 号	始	 /
	給付認定	□ 2 号	□ 3 号	保育利用	□あり	給付認定	□却下	終	 入力